

京都市上下水道局訓令甲第3号

京都市水道局及び下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を改正する要綱

京都市水道局及び下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局における人権文化推進に関する要綱

第1条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、同条第3項及び第4項中「上下水道事業」を削り、同条第5項中「水道局総務部」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 上下水道局における人権文化の構築に関する施策の企画、立案及び実施（以下「人権行政」という。）を図るため、総務部長を人権行政推進主任に充てる。

第3条第1項各号列記以外の部分中「，所属する局において」を削る。

第4条を削る。

第5条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「所属する局の」及び「その局における」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、同条第3項中「水

道局総務部」を削り、同条を第6条とする。

第8条第2項中「別表第3に掲げる者」を「第4条第2項に規定する人権行政推進副主任」に改め、同条第4項中「水道局総務部長が別に指名する」を削り、「担当課長」を「研修担当課長」に改め、同条第5項中「水道局総務部」を削り、同条を第7条とする。

第9条第2項中「その所属する局の」を削り、同条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

- (1) 管理者
- (2) 次長
- (3) 総務部長
- (4) 水道部長
- (5) 下水道部長
- (6) 水質管理センター所長
- (7) その他管理者の指定する者

別表第2（第4条関係）

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部職員課長
- (3) 総務部職員課研修担当課長
- (4) 総務部営業課長
- (5) 水道部管理課長
- (6) 下水道部管理課長
- (7) 下水道部施設課長
- (8) 水質管理センター水質第1課長

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)